

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の中期目標期間見込評価に係る実施要領

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項第2号の規定に基づく地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）は、「地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務の実績等に関する評価に係る基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価

中期計画における「第1」から「第4」までの事項について、法人が各項目の実績及び実績に係る自己評価等を記載した報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成して市長に提出し、市長はこれに基づき各項目の評価を行う。

(1) 法人による自己評価

法人は当該中期目標期間中に市長が行った年度評価を踏まえ、中期計画に定めた小項目ごと自己評価を行う。

評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。また、最終年度に予定される事業等において、特に評価に影響を与えると認められる事項等がある場合は、当該事項を考慮して評価を行う。

[小項目評価基準]

- 「5」：当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に大幅に上回っている。
- 「4」：当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に上回っている。
- 「3」：当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に計画どおりである。
- 「2」：当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に下回っている。
- 「1」：当該中期目標期間見込評価を行う事業年度までに終了した各年度計画の実施状況が総合的に大幅に下回っている、又は実施していない。

(2) 市長による小項目評価

市長は、法人の自己評価に基づき、当該中期目標期間中に行った年度評価も踏まえ、中期計画に定めた小項目ごとに、中期計画の実現に向けた進捗状況について評価を行う。

評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すことと

する。また、最終年度に予定される事業等において、特に評価に影響を与えると認められる事項等がある場合は、当該事項を考慮して評価を行う。

評価基準は法人と同様とする。

2 全体評価

市長は、項目別評価を踏まえ、中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

また、改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第6項に基づき、法人に対し、必要な措置を講ずることを命ずることとする。

3 評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の意見を聴くこととする。